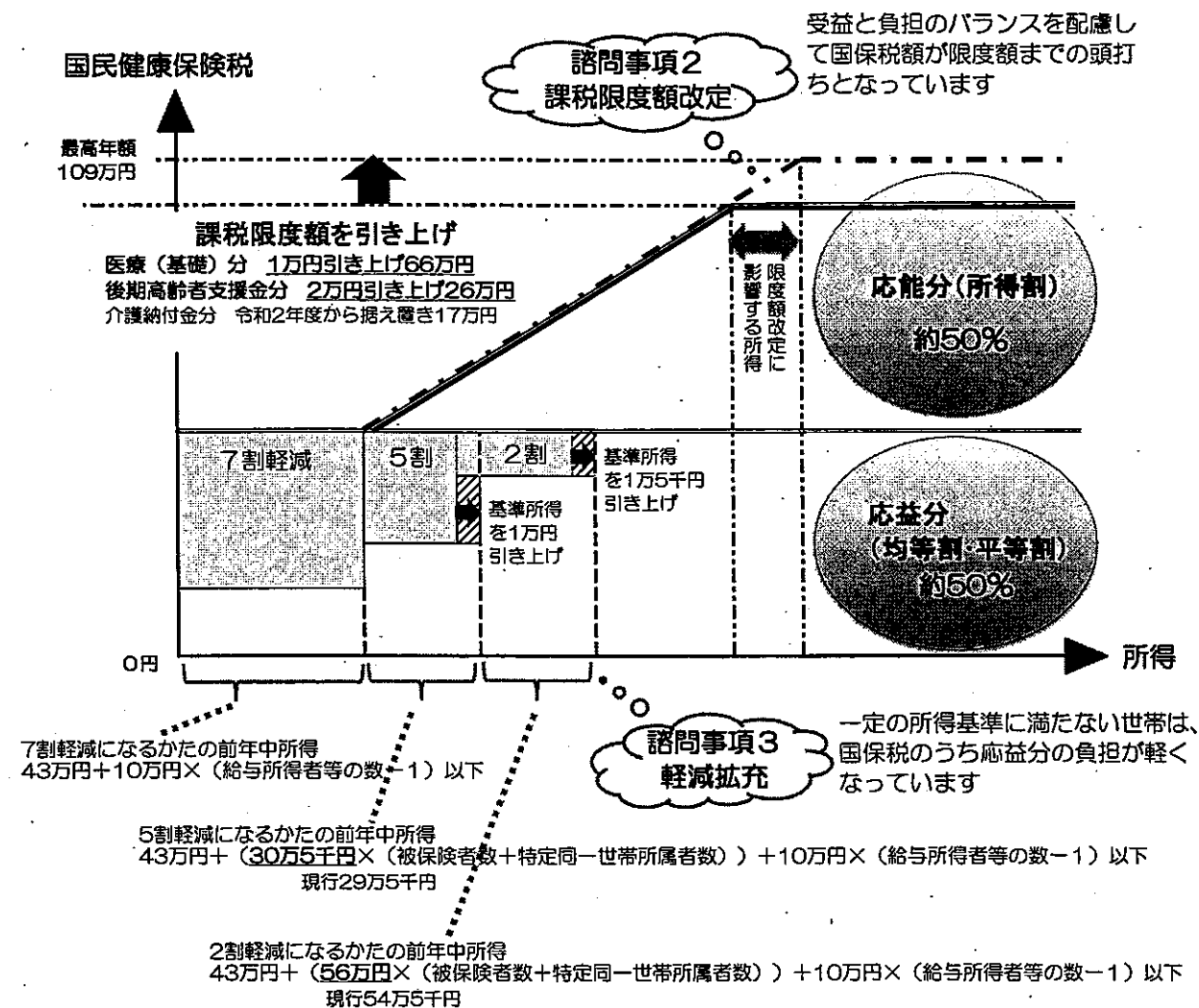


制度改正の概要図（諮問事項2及び3関係）

昨年12月27日、令和7年度税制改正大綱が閣議決定され、国民健康保険税（国保税）について、課税限度額と軽減判定所得基準を引き上げる方針が決められました。この見直しについて、年度内に地方税法施行令が改正され、令和7年4月1日から施行される予定となっています。これらの改定について、運営協議会にてご審議を賜りますようお願い申し上げます。



■課税限度額は、被用者保険との兼ね合いから段階的に引き上げる運用ルール（限度額を超える世帯の割合を全体の1.5%に近づける）に基づいています。限度額が適用される高所得の世帯は、引き上げにより国保税が最高年額109万円（最大3万円の増額）となります。医療費の増嵩を国保税率の引き上げで賄おうとすると、中間所得者層をメインに負担を求める構造になってしまうため、高所得者層にも応分の負担を求めることで、負担感の重い中間所得者層の負担上昇を緩和しようとするものです。

■軽減判定所得基準の引き上げは、物価上昇の影響を考慮して応益分（国保税のうち均等割と平等割）の軽減が受けられる世帯の範囲を拡げるものです。

課税限度額と軽減判定所得基準の引き上げによる影響

（1）限度額改定の影響を受ける世帯

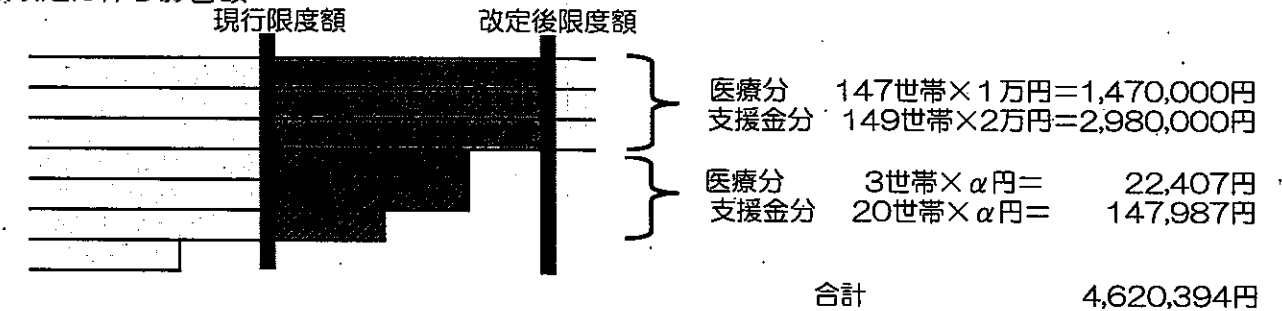
改定の影響があるのは、医療保険分の限度額超過世帯のうち3世帯、後期高齢者支援金分の限度額超過世帯のうち20世帯です。改定により、限度額が適用となくなるため、差額の約462万円が国保税収入増となる見込みです。

限度額が適用される世帯数と限度額超過の額

（令和7年1月6日時点で試算、限度額だけの影響を見るため、税率改定は含みません。）

内訳	現行制度（A）		改定後（B）		差（A）－（B）	
	世帯	超過額（円）	世帯	超過額（円）	世帯	差額（円）
医療保険分	150	118,583,552	147	117,091,145	3	1,492,407
後期高齢者支援金分	169	50,045,020	149	46,917,033	20	3,127,987
介護保険分	147	31,120,447	147	31,120,447	0	0
合計		199,749,019		195,128,625		4,620,394

限度額改定に伴う影響額



（2）軽減所得判定基準の拡充により影響を受ける世帯

拡充により、今まで軽減を受けられなかった世帯が軽減の対象になったり、軽減割合が増えて国保税の負担が軽くなる世帯が増えます。5割軽減と2割軽減の差額合計2,165,600円は、国保税の収入減となります。拡充の影響を受ける56世帯は、所得割のかかる5,286世帯の約1%に当たります。

軽減が適用される世帯数と軽減税額

（令和7年1月6日時点で試算、軽減の拡充だけの影響を見るため、税率改定は含みません。）

5割軽減	現行制度（C）		軽減拡充後（D）		差（D）－（C）	
	世帯	軽減額（円）	世帯	軽減額（円）	世帯	差額（円）
医療保険分	1,183	35,162,248	1,225	36,471,073	42	1,308,825
後期高齢者支援金分	1,183	13,041,698	1,225	13,527,473	42	485,775
介護保険分	431	4,331,400	442	4,436,200	11	104,800
合計		52,535,346		54,434,746		1,899,400

2割軽減	現行制度（E）		軽減拡充後（F）		差（F）－（E）	
	世帯	軽減額（円）	世帯	軽減額（円）	世帯	差額（円）
医療保険分	1,050	12,780,425	1,064	12,959,810	14	179,385
後期高齢者支援金分	1,050	4,742,535	1,064	4,809,030	14	66,495
介護保険分	328	1,317,680	333	1,338,000	5	20,320
合計		18,840,640		19,106,840		266,200